

大型特殊自動車について

償却資産の対象となる大型特殊自動車は、ショベルカー、フォークリフト、除雪車、モーターグレーダー等があり、自動車登録番号の分類番号の区分では、以下のものが該当します。

0、00～09、000～099 建設機械に該当するもの（自走式作業用機械設備等）

9、90～99、900～999 建設機械以外のもの

種類別にみると、以下のものが償却資産に該当します。

農耕作業用自動車……………長さ・幅・高さ・総排気量の基準はなく、最高速度が時速 35km 以上のもの

その他の特殊自動車……………長さ 4.7m・幅 1.7m・高さ 2.8m、最高速度が時速 15km の各基準を 1 つでも超えるもの

上記の基準を満たさないものは小型特殊自動車に該当しますので、償却資産の申告は不要です。もし申告する場合は、申告書にナンバーを必ず記載して下さい。

なお、小型特殊自動車は、道路を走行する・しないに関わらず軽自動車税の課税対象となるため、申告によりナンバープレートを取得し取り付ける必要があります。